Ⅵ　生活保護課の業務概要

生活保護課では、生活保護法に関する事務、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給事務を実施している。

1　生活保護

（1）生活保護制度

生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じ、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としている。

保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活できない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給される。

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助に分かれており、保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助が適用される。

当センターは、印旛郡管内の酒々井町及び栄町について、生活保護の実施機関として、業務を行っている。

（2）管内の保護動向

ア　被保護世帯・人員・保護率

被保護世帯及び被保護者の動向を令和5年度と比較すると、被保護世帯は272世帯となり1世帯、0.37%減少、被保護人員は334人となり3人、0.89%減少、保護率は0.06ポイント増加し8.48‰となっている。

表１－（２）－ア　過去3年間の被保護世帯・人員・保護率の推移

年　度	管内人口（人）	被保護世帯数（世帯）	被保護人員（人）	保護率（‰(ﾊﾟｰﾐﾙ)）
5年度	40,037	273	337	8.42
6年度	39,611	268	335	8.46
7年度	39,389	272	334	8.48
伸び率(R7/R5)%	98.38	99.6	99.1	－

※1　管内人口は各年10月1日現在の毎月常住人口調査

※2　被保護世帯数、被保護人員は被保護者調査による年度平均値

イ　被保護世帯の類型

令和7年度における被保護世帯の類型別構成比は、高齢者世帯57.0%(155世帯)、傷病・障害者世帯 26.5%（72 世帯)、母子世帯 3.7%（10 世帯)、その他世帯 12.9%（35 世帯）となっており、高齢者世帯が半数以上を占めている。

なお、83.1%が単身世帯である。

表１－（２）－イ　被保護世帯類型の年度別推移

年　　度			令和5年度	令和6年度	令和7年度	伸び率(R7/R5)
合　　計		世帯(世帯)	273	268	272	99.6
単身世帯	高齢者	世帯(世帯)	141	145	142	100.7
		割合(%)	51.6	54.1	52.2	－
	傷病・障害	世帯(世帯)	62	58	61	98.4
		割合(%)	22.7	21.6	22.4	－
	その他	世帯(世帯)	22	18	23	104.6
		割合(%)	8.1	6.7	8.5	－
	小　計	世帯(世帯)	225	221	226	100.4
		割合(%)	82.4	82.5	83.1	－
２人以上の世帯	高齢者	世帯(世帯)	13	12	13	100.0
		割合(%)	4.8	4.5	4.8	－
	母　子	世帯(世帯)	9	11	10	111.1
		割合(%)	3.3	4.1	3.7	－
	傷病・障害	世帯(世帯)	11	10	11	100.0
		割合(%)	4.0	3.7	4.0	－
	その他	世帯(世帯)	15	14	12	80.0
		割合(%)	5.5	5.2	4.4	－
	小　計	世帯(世帯)	48	47	46	95.8
		割合(%)	17.6	17.5	16.9	－

※１　被保護者調査による年度平均値

ウ　保護開始及び廃止の状況

令和7年度の保護の開始件数41件の理由別内訳は、傷病によるもの20件(48.8%)、貯金等の減少・喪失によるもの 12 件 (29.3%)、その他稼働収入の減少（失業含む）によるもの8件（19.5%)、ケース移管によるもの1件(2.4%）となっている。

また、廃止件数 46 件の理由別の内訳は、死亡によるもの 17 件（37.0%)、稼働収入の増加によるもの 6 件（13.0%)、年金等社会保障給付金の増加によるもの2件 (4.3%)、転出によるもの7件 (15.2%)、ケース移管によるもの2件 (4.3%)、他法他施策に係る施設入所によるもの2件（4.3%)、辞退によるもの4件、失踪によるもの2件(4.3%)、その他4件（13.0%）となっている。

表１－（２）－ウ　保護の開始・廃止等の年度別推移

区　　分	年　度　別　推　移		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
面接・相談件数（件）	43	76	65
申請件数（件）	38	48	48
開始件数（件）	30	45	41
廃止件数（件）	43	35	46

（３）実施体制及び訪問活動

令和７年度の実施体制は、査察指導員１人、現業４人の５人体制である。訪問活動の状況は、年間訪問計画 1,180 件に対して 1,256 件、延べ日数にして 378 日実施となった。現業員１人当たりの月間実績は、訪問件数 26.2 件、訪問日数 7.9 日である。

表１－（３）福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況

年度	被保護世帯数（実数）4.1 現在	実施体制(4 月 1 日現在)					訪問活動の状況					
		査察指導員		現業員			訪問延件数		訪問延日数	地区担当員数過去一年間の延	地区担当員１人当たりの月間訪問実績	
		標準数	現員	標準数	現員		計画	実績 A	実績 B	C	A／C 訪問件数	B／C 訪問日数
					専任面接員	地区担当員						
	世帯	人	人	人	人	人	件	件	日	人	件	日
5 年度	275	1	1	4	－	4	1,246	1,258	281	48	26.2	5.9
6 年度	275	1	1	4	－	4	1,208	1,268	328	48	26.4	6.8
7 年度	272	1	1	4	－	4	1,180	1,256	378	48	26.2	7.9

（４）生活保護費の支出状況

令和６年度と比較すると、生活扶助費が 279,436 円増加しており、全体で 1,352,470 円増加となっている。

表１－（４）令和７年度生活保護費の支出状況

区　　分	支出額 円	構成比 %	扶助費の主な内容
生活扶助費	151,490,543	62.9	衣食その他日常生活費
住宅扶助費	82,394,326	34.2	家賃・地代・住宅補修費
教育扶助費	891,778	0.4	学用品・教材費・給食費
介護扶助費	2,500	0	介護費・福祉用具費
医療扶助費	2,621,871	1.1	検診料・移送費等
出産扶助費	0	0	分娩料･衛生材料費
生業扶助費	705,708	0.3	生業資金・技能習得費
葬祭扶助費	1,410,705	0.6	葬祭費・検案料・火葬費用
小　　計	239,517,431		
就労自立給付金	32,220	0	就労自立者に対する給付金
進学準備給付金	0	0	大学等進学準備のための給付金
施設事務費	1,137,440	0.5	救護施設事務費
合　　計	240,687,091		

２　中国残留邦人等に対する支援給付

（１）支援給付制度

支援給付制度は、中国残留邦人等本人とその特定配偶者の生活の安定を目的とし、平成 20 年 4 月 1 日から法律に基づき開始された制度で、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に支給されるものである。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用するが、一部については中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされている。

（２）管内の給付状況

ア　被給付世帯数・人員

令和 2 年度以降 2 世帯 2 名に対して給付を行ってきたが､令和 7 年 12 月に世帯員死亡を理由とする 1 件の廃止を行った。令和 7 年度末時点で 1 世帯 1 名に対する支援給付を行っている。

表２－（２）－ア　過去 3 年間の被給付世帯・人員の推移

区　分	年　度　別　推　移		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
世帯数（世帯）	2	2	1.75
人員（人）	2	2	1.75

※１　福祉行政報告例による年度平均値

イ　支援給付開始及び廃止の状況

平成 26 年以降、新たに支援給付を開始した世帯はなく、令和 7 年 12 月に世帯員死亡による 1 件の廃止を行った。

表２－（２）－イ　支援給付の開始・廃止等の年度別推移

区　分		年　度　別　推　移		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開始	世帯数（世帯）	－	－	－
	人員（人）	－	－	－
廃止	世帯数（世帯）	－	－	1
	人員（人）	－	－	1

（３）支援給付金の支出状況

令和６年度と比較すると、生活支援給付金が 84,617 円減少しており、全体で 314,123 円減少となっている。

表２－（３）令和７年度支援給付金の支出状況

区　　分	支出額 円	構成比 %	扶助費の主な内容
生活支援給付	1,459,720	56.0	衣食その他日常生活費
住宅支援給付	598,200	23.0	家賃・地代・住宅補修費
介護支援給付	0	0	介護費・福祉用具費
医療支援給付	132,720	5.1	検診料・移送費等
出産支援給付	0	0	分娩料･衛生材料費
生業支援給付	0	0	生業資金・技能習得費
葬祭支援給付	0	0	葬祭費・検案料・火葬費用
配偶者支援金	414,648	15.9	特定配偶者に支援給付に加え支給
合　　計	2,605,288		

３　生活困窮者住居確保給付金

（１）給付金制度

給付金制度は、離職等により経済的に困窮した者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、又は喪失する恐れのある方に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とした制度である。

（２）管内の給付状況

ア　給付世帯数

令和元年は、1 世帯の給付であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和２年４月 20 日以降支給対象を拡大したことから、大幅に給付世帯数が増加した。令和 3 年度の 43 世帯をピークに給付世帯数は減少し、令和 5 年度以降は各年度 2 世帯の給付となっている。

表３－（２）－ア　過去３年間の被給付世帯の推移

区　分	年　度　別　推　移		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
世帯数（世帯）	2	2	2